

平成 24 年度第 6 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 24 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 25 年 3 月 28 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 16 名

(事務局) 4 名

欠席委員 5 名

3. 議案

議案第 15 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (5 件)

議案第 16 号…非農地証明願の審議について(2 件)

議案第 17 号…仁淀川町農業委員会規則の一部を改正する規則について

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 (●●事務局長) 平成 24 年度第 6 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 16 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (15 番 ●●●●委員 16 番 ●●●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 15 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 19 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 9.91 m²

●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 115 m²

●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 290 m²

●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 337 m²

以上 4 筆合計 751.91 m²

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

事務局、譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 20 号（使用貸借）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 1,137 m²

譲渡理由は使用貸借 3 年間の設定となっております。

次の売買に伴い下限面積の 1 反を確保するために合わせて使用貸借を結び耕作するものとなっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

3 月 24 日に、譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さんの立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。

3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第21（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府門真市●●●●●の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 312 m²

●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 49 m²

合計 361 m²

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

先ほどと同じく3月24日に、譲渡人は県外の為帰ってこれず、譲受人の●●●●●さんの立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第22号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、東大阪市●●●●●の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●●●兼農業

土地の所在は、●●●●●番、台帳・現況共に畑 面積 113 m²
●●●●●番、台帳・現況共に畑 面積 119 m²
●●●●●番、台帳・現況共に畑 面積 244 m²
合計 476 m²

譲渡理由は贈与となっております。

この案件も次の使用貸借と合わせて下限面積を確保するものとなっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

譲受人の●●●●●さんの立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、次の案件と合わせて取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 23 号（使用貸借）

〔事務局 ●●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●●兼農業
土地の所在は、●●●●●番、台帳・現況共に田 面積 257 m²
●●●●●番、台帳は畑で現況は田 面積 343 m²
合計 600 m²

使用貸借で 3 年間の設定となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

前案件と同じく譲受人の●●●●●さんの立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさない

ことを確認。

6. 権利を取得する●●●●さんは、前の案件と合わせて取得後において農地の合計面積が
10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第16号

(非農地証明願の審議について)

○受付第10号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん

土地の所在は、2筆あり

●●●●●番

●●●●●番

面積は95㎡、171㎡で合わせて266㎡

台帳地目は畑ですが、現況は宅地となっています。

平成4年頃居宅の隣の当該地に倉庫の増設を行い現在に至っています。

現地の状況は次のページの写真のとおりです。赤で囲んだ箇所が当該地になります。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

現地の確認に、事務局 ●●さんと申請人の ●●さんで現地確認を行いました。現地は写真の通りの状況で、農地への復旧は困難であると思われます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第11号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●●●番地の、●●●●●さん

土地の所在は、2筆有り

●●●●●番

●●●●●番

面積は、635㎡、550㎡ 合わせて1,185㎡となっています。

台帳は畑ですが現況は、雑種地となっています。

昭和5年頃から耕作放棄地となっていた農地を残土場処理場として利用し現在では資材置場となっています。

現地の状況は2枚捲った写真がそうです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

事務局、申請人の●●●●さん立会のもと現地確認を実施しました。現地は写真のとおり約20年前から残土処理場として利用されており、現在では一部資材置場となっています。申請地のほとんどが、この残土処理場の急勾配の法面となっている箇所であり、農地への復旧は困難と認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第17号

(仁淀川町農業委員会規則の一部を改正する規則について)

[事務局 ●●説明]

提案理由は、仁淀川町事務決済規程の見直しに伴い、事務局長の専決事項を定めるものです。

新旧対照表を基に説明する。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

○全国農業新聞の購読依頼

事務局より、まだ購読されていない方へ購読依頼のお願いをする。

○来年度の研修旅行について

事務局より3年に1度の研修旅行が来年度にあるので、予算上今から行きたい場所を考えていただくよう依頼する。その場で農業委員より佐賀県の千枚田の案が出るが、この案を含め今後協議していくこととする。

○人・農地プランについて

事務局より人・農地プランの策定の必要性、また農地に深く関係する農業委員さんの協力が必要なことを説明する。そしてこの人・農地プランは25年度中に作成しなければならず、仁淀川町では1つの計画で全域をカバーしたものを作成する予定であることを伝える。

[会 長] 以上で平成24年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時15分

上記の会議の次第は、事務局職員 ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員